

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の住居手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(適用除外職員) 第 2 条 (略) (1) (略) (2) 職員の扶養親族たる者 (<u>職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)</u> で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>給与規程第 14 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。</u>以下この号において同じ。) が所有する住宅及び配偶者、<u>父母</u>又は配偶者の<u>父母</u>で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(借受け住宅における権衡職員の範囲) 第 4 条 給与規程第 16 条第 1 項第 2 号の理事長が別に定めるものは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の単身赴任手当に関する規程 (以下「単身赴任手当規程」という。) <u>第 5 条第 2 項</u>に該当する職員で、同項第 2 号に規定する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事業所の移転 (<u>新たに</u>給与規程第 8 条第 1 号から第 8 号までに掲げる給料表 (以下「給料表」という。) の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用) の直前の住居であった住宅 (県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。) 又はこれに準ずるものとして理事長が別に定める住宅を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>(届出) 第 5 条 (略) 2 (略) <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、理事長において居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> (確認及び決定) 第 6 条 理事長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が支給要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>同条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2・3 (略)</p>	<p>(適用除外職員) 第 2 条 (略) (1) (略) (2) 職員の扶養親族たる者 (<u>給与規程第 14 条に規定する扶養親族で同条第 5 項の規定による届出がされているものに限る。</u>以下この号において同じ。) が所有する住宅及び配偶者 (<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u>)、<u>父、母</u>又は配偶者の<u>父若しくは母</u>で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(借受け住宅における権衡職員の範囲) 第 4 条 給与規程第 16 条第 1 項第 2 号の理事長が別に定めるものは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の単身赴任手当に関する規程 (以下「単身赴任手当規程」という。) <u>第 5 条第 3 項</u>に該当する職員で、同項第 2 号に規定する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事業所の移転 (<u>理事長の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者及び単身赴任手当規程第 5 条第 1 項各号に掲げる者から引き続き</u>給与規程第 8 条第 1 号から第 8 号までに掲げる給料表 (以下「給料表」という。) の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用) の直前の住居であった住宅 (県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。) 又はこれに準ずるものとして理事長が別に定める住宅を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>(届出) 第 5 条 (略) 2 (略) (新設)</p> <p>(確認及び決定) 第 6 条 理事長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が支給要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p>	<p>・扶養手当の見直し及び単身赴任手当の支給要件の拡大に伴う住居手当の支給要件に係る規定の整備</p>

新	旧	改正理由等
<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第8条 住居手当の支給は、職員が新たに支給要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が支給要件を欠くに至った日 <u>(理事長が定める場合にあっては、当該支給要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日)</u> の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する</u></p>	<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第8条 住居手当の支給は、職員が新たに支給要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が支給要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	